

健発0623第14号
令和5年6月23日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)を示しているところである。今般、がん検診の精度管理水準の更なる向上のため、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方報告書」(平成20年3月)において示した方針を見直し、がん検診のあり方に関する検討会において別紙「がん検診事業のあり方について」をとりまとめたこと等から、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和5年6月23日から適用することとした。

がん検診における精度管理は、「指標の設定」、「指標のモニタリング・評価」、「評価のフィードバックと改善」を繰り返すことが重要であり、精度管理水準の改善に応じて指標を修正することにより、更に高い精度を目指した適切な管理が可能となることから、がん検診の適切な実施のため、見直しの趣旨をご理解の上、別紙を活用するよう、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いする。